平成29年度 10月定例委員会議事録

〇 日時:平成29年10月12日(木) 9:00~10:30 (議事)

○ 場所:地域活力センター「ゆすはら・夢・未来館」 会議室1

出席:農業委員 山本正澄会長、森田呂弥

推進委員 中平勝也、上田善啓、岡林勝、高橋正知

事務局 川村幸司、立道直美

欠席:農業委員 谷川恵美

山本会長

おはようございます。それでは10月の定例会を開催したいと思います。 議事等につきましては、次第に書いてあるとおりでございます。

第1号議案についてですが、前回の時に非農地証明についてもう少し詳しく内容を調査してからということで、継続審査となっていたところですが、 その調査結果について事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局の方から説明させていただきます。第1号議案非農地証明願についてということで、願い人については前回ご確認いただいたとおりでございます。議案の裏ページに顛末書を付けておりますが、実際のところ願い人のさん本人も、当時のことを知っておられるお父様、司法書士さん、測量士さんがすでに亡くなっているとのことで、詳しい経緯についてはわからないとのことでした。また、農業委員会の方でも平成2年当時に4条の申請が出ていたのではないかと書類を探しましたが、保存期限等も過ぎており確認がとれていません。顛末の内容については、書いてあるとおりとなっております。

非農地証明についての確認事項を資料としてつけておりますが、前回の会の時に何に基づいて非農地証明が発行されているのか、また近隣の市町村の 状況などを確認しました。

まずは非農地証明の根拠についてですが、農林水産省の経営局長通知というものがありまして、各農業委員会宛てに「農地法の運用について」の通達があります。それを別紙①として添付しております。第4 遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについてというところで、赤線を引いておりますが、(2) 農業委員会は農地の所有者から当該農地が農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、農地に該当するか否かの判断を行うことというふうになっており、農業委員会が証明する事務となっております。別紙2のほうに高知県農地法関係事務処理要領をつけております。その中に、非農地証明願の取扱いについての指導基準というものがありまして、農業委員会は非農地証明願の提出があったときは記載事項などにつき審査を行うとともに、原則として農業委員3人以上と農業委員会事務局職員により現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認し、その調査結果を総会に報告のうえ、証明の可否を決定するとなっております。

また、その中に非農地証明の対象となるものについて、ア〜カまで挙げられておりますので、その基準にあてはまるものについては、非農地として証明できるようになっております。

近隣の市町村、高岡ブロックの状況をHPに載っている議事録等で確認したところ、だいたい、どこの市町村さんも非農地証明願が出た時は、担当の農業委員さんと事務局職員が現地確認を行って、農地ではない状況を確認できたら証明を発行しているようです。

さんはいろいろと事例も多いと思うので、電話で「宅地等について、遡って4条申請を提出してもらったことはありますか」と問い合わせをしましたが、10年20年経過したところであれば、遡りの4条申請ではなく、非農地証明を発行しているとのことでした。

また、県の方にも電話で問い合わせをしました。非農地証明については、

市町村農業委員会の判断になるので、農地として大事なところで、農地に戻さなくてはいけないようなところであれば、現状回復命令等を出して、農地に戻してもらわなければいけないだろうし、農地として問題なかったり、今まで問題になってきていないのであれば、非農地として証明する。ただし、無断で転用しておいて、時間が経過してから非農地証明願を出すという慣例を作りたくないのであれば、始末書付の4条申請の手続きをとってもよいのではとのことでした。

判例についても調べてみましたが、違反の公訴時効について調べましたら、農地法第64条の罰則規定で、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金となっておりますので、この懲罰に対しての公訴時効は3年とのことでした。違反転用から3年以上過ぎていれば事項が成立するのかな、というところです。

以上のようなことから、第1号議案について、ご審議いただければと思います。

山本会長

事務局から説明がありました。皆さんのほうからご意見をいただきたいのですが。昔は、今ほどパトロールとかもしてなかったき、こういう案件を見つけるのは難しいよね。

岡林推進委員

自分の土地に自分の家を建てても問題はないという感覚もあると思う。

山本会長

気をつけないかんのは、制度をわかちょって悪用する場合よね。だまって建てて、20年経ったら非農地の証明をしてもろうたらえいわ、という悪用がまかり通るようじゃいかんよね。そういう場合は、始末書付きの4条申請になるのかなと。今回の場合は、調査してもろうた範囲では非農地証明として証明をしてもかまん案件かなと。ただ、我々は3人で農業委員をしゆうけんど、今日は2人ながよね。総会自体は委員の過半数が出席ということで我々2名がおったら成り立つんですが、議決権の時は一人の意見を聞いて人の議決になる。例えば私が意見を聞いて、賛成か反対か採決しますとなった時に一人の意見になる。果たしてこれがいいのかどうか疑問に思う。今日は谷川さんが体調不良で欠席なので、今日はここで、皆さんの意見を聞いて、それを踏まえたうえで、再度3人で審議したいなという考えを持っています。今回、初めての非農地証明の案件になるので、こういう基準で証明するという確認を3人の中でしちょきたいというのもあって、そうさせてもらいたいですが、皆さんはどう思いますか。

採決については、農業委員3人がいる時にさせてもらって、今日は皆さんで協議させていただきたいなと。というわけで皆さんのご意見をお聞かせいただきたいですが。

上田推進委員

認めない理由の方が反対に難しいと思うけんど。

| 森田委員 | 実際に、こんなところで作らんですよね。 |
|------------------|---|
| 山本会長 | それはわかるけんど、どうやって決めたやって言われて、それを感覚で決 |
| 四个云 灭 | めたよ、というのじゃとおらんろう。 |
| 岡林推進委員 | 顛末書も出てきちゅうしねぇ。 |
| 高橋推進委員 | 類末書もある、時効もきちゅう、農地にも戻せんと、こういう状況なら認 |
| 向倘推進安貝 | - 與木膏もめる、時効もさらゆう、晨地にも戻せんと、こういう仏优なら認 めてもいいんじゃないか。故意に転用しちゅう時にはどうするかという話は |
| | めてもいいんしゃないか。 |
| | 一のるけんと、展地バドロールでものと平くわかりりょうたんしゃないがとい |
| 山本会長 | 今回の場合は、現状が宅地となっている、そして20年以上経過している、 |
| 山本玄政 | 本人から顛末書も出していただいている。県の要領によると、農業委員3人 |
| | 以上でとあるけど、3人やと我々全員になってしまうので、農業委員1人と |
| | 推進委員1人と事務局1人の3人で現地を確認して判断するという風に変 |
| | えさせていただいてかまいませんでしょうか。上田推進委員さんにはもう現 |
| | 地を確認してもろうちゅうき、今度、農業委員3人で現地を確認して審議し |
| | たいと思います。 |
| | 皆さんの方では、非農地として証明してよろしいという考えでよろしいで |
| | しょうか。 |
| | (異議なし) |
| 山本会長 | そしたら、第1号議案については、そういうことで進めさせていただきた |
| | いと思います。 |
| | 次第2 その他の農地パトロールについて説明をお願いします。 |
| 事務局 | 農地パトロール実施要領をつけておりますので、ご確認ください。 |
| | (資料説明) |
| 岡林推進委員 | 航空写真が影になっちょって見づらいがよね。 |
| 上田推進委員 | 中山間のは現地確認をしよっても、わかりやすいけんどね。 |
| 高橋推進委員 | 中山間の対象は耕作されちゅうとこやき、わかりやすいけんどね。 |
| 岡林推進委員 | 中山間の対象地でも、若い人がおらんなって年寄りだけになったところは |
| | 管理をできてないところもあるで。 |
| 高橋推進委員 | この前の研修会で、中間管理機構に貸しちゅうとこが1件あったよね。あ |
| | れはどこなが。 |
| 事務局 | さんに利用権の設定がされていたところで、下本村の畑のようです。 |
| 上田推進委員 | の家の前のところか。 |

| 事務局 | 今回の調査で遊休農地になっている箇所で、所有者に意向調査を実施し |
|--------|------------------------------------|
| | て、中間管理機構に預けるとか、耕作を続けるという回答だと大丈夫なんで |
| | すが、そのまま耕作放棄地にしてしまうと課税強化されてしまう恐れもあり |
| | ます。 |
| 高橋推進委員 | それは農振農用地が対象よね。図面で農振地がどこかわかるようになっち |
| | ゅう? |
| 事務局 | 図面には入ってないです。一覧表に入れるようにします。 |
| 山本会長 | 課税強化されるという話も、みんな知らんがやないかね。税務係はどうや |
| | って情報を把握するが。 |
| 事務局 | 利用意向調査の結果などを踏まえて、1月末までに農業委員会から税務係 |
| | に報告するようになっています。 |
| 岡林推進委員 | 広報にも再々載せていかんと、なかなか周知はできんよね。 |
| 山本会長 | 基となる台帳がきちっとしてない中で、調査をしてもなかなか大変やろう |
| | と思う。農振農用地のうちの、中山間の対象地については、行政の方で確認 |
| | が済んじゅうものとして、今年は、中山間から外れた農振農用地を重点的に |
| | 確認するとかせんと。一気に全部しようとしても、なかなか難しいろう。 |
| | 非農地判定するにしても、なんか基準が必要よね。それぞれの感覚で、人 |
| | によって判断しよってもいかんよね。農業委員会として、判定する基準が必 |
| | 要かなと。 |
| 事務局 | 県の規定にもあるように、耕作放棄地の場合は、10年という基準もあり |
| | ますので、そのあたりと整合性が取れるように判断していければいいかなと |
| | 思っています。 |
| 山本会長 | そしたら、11月末までを目途にパトロールをやってもろうて、判断がつ |
| | かんところについては、協議して決めていくというような形でやっていきた |
| | いと思います。 |
| 事務局 | その他の件で、もう1点なんですが、急なことなんですが推進委員の沖田 |
| | さんが亡くなりました。いろいろと調べると、欠員が出た時は、速やかに補 |
| | 充するように努力しなければならないということですので、また、募集等し |
| | ていかなければいけないと思っております。 |
| 山本会長 | 沖田さんの件については、まだ詳しいことがわかってないようです。越知 |
| | 面のパトロールについては、事務局と農業委員も3名おるので、交代で回る |
| | こともできるので、やっていきましょう。 |
| | |

| 事務局 | その他の件でもう1点ありますが、梼原町担い手育成総合支援協議会とい |
|------|------------------------------------|
| | うものがありまして、農業委員会の皆さんも協議会の会員に構成されていま |
| | す。この協議会で認定農業者や新規就農者の審査等を行いますが、今年度に |
| | 認定農業者の期間の更新を迎える方がいますので、会を開かなければいけな |
| | いと思っています。今年度、まだ1回も会を開いていないので、役員の改選 |
| | など、まず総会で決めていかないといけないと思います。 |
| | この協議会の会員が、主に農業委員会の皆さんになっていますので、農業 |
| | 委員会の開催日に合わせて総会を開きたいと思っています。11月末に認定 |
| | 農業者の更新を迎える方がいますので、できれば11月の定例会に合わせて |
| | 開催したいと思っております。 |
| 山本会長 | では、来月の会の日にちを決めましょう。11月10日でよろしいですか。 |
| 事務局 | では、定例会の時間は9時から、担い手協議会を10時からということで |
| | かまいませんでしょうか。 |
| 山本会長 | それでは、次回は11月10日金曜日の9時から農業委員会の定例会、1 |
| | 0時から担い手育成総合支援協議会ということで、よろしくお願いします。 |
| | 他になければ、以上で10月の定例会を終わります。お疲れさまでした。 |
| | |

議事録署名

森田 呂弥